

第2回公共交通事故被害者等支援懇談会 議事概要

1. 日時

平成24年3月26日（月）16：00～17：45

2. 場所

国土交通省（中央合同庁舎3号館）11階特別会議室

3. 出席者

- ・「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」
富田座長、垣本委員、下村委員、高木委員、中島委員、林委員、美谷島委員
- ・国土交通省総合政策局瀧口次長、安心生活政策課、省内関係部局担当課等

4. 議題

国土交通省における公共交通事故被害者等支援の取組の検討状況について

5. 概要

昨年11月に開催した第1回公共交通事故被害者等支援懇談会後の国土交通省の取組の検討状況等について、「検討会」委員からのご助言を頂いた。委員から出された主な意見は以下のとおり。

（支援の対象とする事故について）

- ・テロによる事故はこのスキームによる支援の対象になるのか。スキームが適用されると思うが、ある程度明確に示した方がよいのではないかと。その際、事故の原因を考えるのではなく、事故を現象として捉えることが重要。事故が発生しても、原因が判明するまで数ヶ月かかる。
- ・効果的な対応を行っていくためには、対象とする事故の範囲はあらかじめある程度定めておき、状況に応じてそれ以外の事故も含まれる、という形にしておいた方がよいのではないかと。ある程度「特に対象とすべきはこういうもの」という形にしておかないと、運用が困難になる。

（公共交通事業者による公共交通事故被害者等支援計画の作成について）

- ・交通事業者が支援計画の公表について慎重になる面はあるだろうが、公表は信頼性・安心感を得るためだろう。大手事業者は、業界をリードする存在として、是非公表していただき、国もサポートしてほしい。
- ・交通事業者が作る支援計画については、公表すべきもの、という姿勢を国として示すことが必要。これは被害者支援を推進する大きな力にもなる。
- ・事業者の支援計画は、できる限り公表を促進すべき。また、相互協力、相互支援は大事で、業界で応援するという取組も必要ではないかと。東日本大震災の際にも、全国のガス事業者が相互協力して復旧が進んだと聞いている。

(今後のネットワーク構築について)

- ・ネットワークを構築することを想定している団体として、交通事業者も含めるべき。今回の取組は交通事業者にとっても非常に貴重な情報であり、今後の対応を効果的に行っていくためには、交通事業者もネットワークに含めて良いのではないか。
- ・危機対応に関しては、警察や消防など、危機対応の業界があるので、参加してもらいたい。
- ・地方公共団体とのネットワークの構築が重要。国がまず窓口を作り、地方に支援を落としけるような体制づくり、地方とのネットワークづくりを行ってほしい。
- ・ネットワークの構築を行っていく団体として、医療機関や、DMAT、救急学会、法医学会、日本トラウマティック・ストレス学会など、実際に動く医療機関関係者を含めなければならないのではないか。

(事故直後の対応について)

- ・検討会まとめを公にすることにより、「被害者への第一報の取扱いが大事だ」ということが広く認識された。誰が第一報を知らせるにせよ、心あるやり方で行うことが大事。
- ・危機対応に関しては、早期に何ができるかがポイントであり、全体の仕組みについて検討していく中で、その点を是非きっちりと整理してほしい。その際、「ISO 22320」(危機対応の標準)という国際標準が定められているので、活用すればどうか。

(窓口における対応について)

- ・踏切事故のようなケースについては、事故直後の対応は不要だろうが、中長期的に「心のケア」を行っていくためには窓口は必要。開いている窓口があるということだけでも大きく違う。

(国土交通省における支援体制について)

- ・支援員はできる限り多く養成して有資格者をストックしておき、有事に活用する、という体制に持っていけるようにすべき。

(その他)

- ・グローバル化の時代であり、国内における外国人、日本語が十分でない人への支援に関する目配せをする必要がある。
- ・1993年12月7日に、米国ロングアイランドで、列車内での銃乱射事件があった。その際、鉄道会社職員が乗客にカードをどんどん渡し、「何かあればここに連絡を」というコンタクトナンバーを教える対応をしていた。こうした対応の実力をつけることを目指すべき。今回の取組は、プログラムは富んだ内容になっているので、それを活かせるように努力してもらいたい。

以上